佐賀県規則第30号

狩猟税証紙徴収規則等の一部を改正する規則

(狩猟税証紙徴収規則の一部改正)

第1条 狩猟税証紙徴収規則(昭和29年佐賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第10号(第12条関係)	樣式第10号(第12条関係)
略	略
備考 この <u>決定に</u> 不服がある <u>場合</u> は、この <u>決定があったことを知</u>	備考 <u>1</u> この <u>書面による処分について</u> 不服がある <u>とき</u> は、この
<u>った日</u> の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、佐賀県知事に対して	<u>書面を受け取った日</u> の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、佐
<u>異議申立て</u> をすることができます。	賀県知事に対して <u>審査請求</u> をすることができます。
<u>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇</u>	2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを
月以内に佐賀県 (代表者は、佐賀県知事になります。)を被告	知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表
として取消訴訟を提起することができます。	者は佐賀県知事となります。) を被告としてこの処分の取
	<u>消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請</u>
	<u>求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった</u>
	ことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分
	<u>の取消しの訴えを提起することができます。</u>

(事業税減免規則の一部改正)

第2条 事業税減免規則(昭和30年佐賀県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別記様式第2号	別記様式第2号
略	略
1 この書面による処分に不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副 2 通)は、なるべく	った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、知事に対して審査請

改正前	改正後
当県税事務所を経由して提出してください。	べく当県税事務所を経由して提出してください。
2 略	2 略

(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第3条 佐賀県税条例施行規則(昭和30年佐賀県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(諸様式)	(諸様式)

第2条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、 条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書 類の様式は、次の表に掲げるところによる。

様式番号	様式名	関係条項
略		
様式第88号	徴収猶予 徴収猶予期間延長 請書	法第15条第1項、第2項 及び <u>第3項</u>
様式第89号	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	法第15条第4項
様式第90号	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	法第15条第4項
樣式第91号	徴収猶予があった場合 の差押解除申請書	法第15条の2第2項
様式第92号	徴収猶予承認取消通知 書	法第15条の3第3項

第2条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、 条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書 類の様式は、次の表に掲げるところによる。

様式番号	様式名	関係条項
略		
<u>様式第88号</u> <u>その1</u>	徴収猶予 徴収猶予期間延長 請書	法第15条第1項、第2項 及び <u>第4項</u>
様式第88号 その2	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	法第15条の2の2第1 項及び条例第14条第2 項
様式第88号 その3	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	<u>法第15条の2の2第2</u> 項
<u>樣式第89号</u>	徴収猶予があった場合 の差押解除申請書	<u>法第15条の2の3第2</u> <u>項</u>
様式第90号	徴収猶予承認取消通知 書	法第15条の3第3項

改正前		改正後	
様式第93号 換価の猶予期間延長 通知書	<u>様式第91号</u>	換価の猶予 換価の猶予期間延長 通知書	法第15条の5の2第3 項において準用する法 第15条の2の2第1項 及び条例第16条におい て準用する条例第14条 第2項
	様式第92号	換価の猶予 換価の猶予期間延長 申請書	法第15条の6第1項及 び同条第3項において 準用する法第15条第4 項
	<u>様式第93号</u> その1	換価の猶予 換価の猶予期間延長 承認通知書	法第15条の6の2第3 項において準用する法 第15条の2の2第1項 及び条例第18条第1項 において準用する条例 第14条第2項
	<u>様式第93号</u> その2	換価の猶予 換価の猶予期間延長 否認通知書	<u>法第15条の6の2第3</u> 項において準用する法 第15条の2の2第2項
様式第94号 換価の猶予 <u>法第15条の</u> 換価の猶予期間延長 の取消通知書	様式第94号	換価の猶予取消通知書	法第15条の5の3第2 項又は法第15条の6の 3第2項において準用 する法第15条の3第3 項
略	略		
様式第111号 <u>県税領収印(税務課用)</u> 規則第9条 その1	<u>様式第111号</u>	県税領収印	規則第9条第2項

	以正的	
<u>様式第111号</u>	県税領収印 <u>(県税事務</u>	規則第9条第2項
<u>その2</u>	所用)	

为正前

(徴税吏員及び検税吏員の指定等)

- 第3条 次に掲げる者は、条例第2条第1号の知事の委任を受けた 徴税吏員とする。
 - (1) 経営支援本部長及び税務課長
 - (2) 経営支援本部税務課に勤務する県職員
 - (3)~(5) 略
- 2 略
- 3 前項の規定により検税吏員に指定された者のうち、<u>経営支援本部税務課</u>に勤務する者は国税犯則取締法(明治33年法律第67号)に規定する国税局の収税官吏の職務を行うものとし、県税事務所に勤務する者は同法に規定する税務署の収税官吏の職務を行うものとする。
- 4 略

(県税領収書の交付等)

第9条 略

2 出納員は、<u>経営支援本部税務課又は</u>県税事務所において債務者から納付(納入)書により現金で納付(納入)があった場合は、納付(納入)書の領収証書に別記領収印を押して前項の領収証書に代えることができる。

様式第2号

略

改正後

(徴税吏員及び検税吏員の指定等)

- 第3条 次に掲げる者は、条例第2条第1号の知事の委任を受けた 徴税吏員とする。
 - (1) 総務部長及び税政課長
 - (2) 総務部税政課に勤務する県職員
- (3)~(5) 略
- 2 略
- 3 前項の規定により検税吏員に指定された者のうち、<u>総務部税政</u> <u>課</u>に勤務する者は国税犯則取締法(明治33年法律第67号)に規定 する国税局の収税官吏の職務を行うものとし、県税事務所に勤務 する者は同法に規定する税務署の収税官吏の職務を行うものとす る。
- 4 略

(県税領収書の交付等)

第9条 略

2 出納員は、県税事務所において債務者から納付(納入)書により現金で納付(納入)があった場合は、納付(納入)書の領収証書に別記領収印を押して前項の領収証書に代えることができる。

様式第2号

略

注 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った 日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求 をすることができます。

改正前	改正後

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務 所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号その3

略

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所 を経由して提出してください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号その3

略

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所 を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

改正前 改正後 様式第3号その5 様式第3号その5 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日 の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をす の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をす ることができます。 ることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所 を経由して提出してください。 を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知っ 決を経た後でなければ提起することができません。審査請求 た日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀 の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起 県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴え を提起することができます。ただし、審査請求をした場合に 算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となりま す。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起すること は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌 ができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当 日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起す する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の ることができます。 取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がない とき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損 を避けるため緊急の必要があるとき。

様式第11号その1、様式第11号その2、様式第11号その4から様式第11号その6まで、様式第13号その1から様式第14号その3まで、様式第15号及び様式第28号中「60日」を「3月」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前	改正後	
樣式第30号	樣式第30号	
略	略	
備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を	備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を	

改正前

受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事 務所を経由して提出してください。

2 この更正(決定)の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立てに対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)~(3) 略

様式第35号

略

略

改正後

受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事 務所を経由して提出してください。

2 この更正(決定)の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)~(3) 略

様式第35号

略

略

注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務 所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知

改正前	改正後
	った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの 訴えを提起することができます。
様式第39号	樣式第39号
略	略
備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。 2 この更正(決定)の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立てに対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。	備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。 2 この更正(決定)の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略

様式第46号、様式第48号及び様式第49号中「60日」を「3月」に改める。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第50号	樣式第50号
略	略
備考 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取っ	備考 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取っ
た日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査	た日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、知事に対して審査

改正前	改正後			
請求をすることができます。	請求をすることができます。			
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事				
務所を経由して提出してください。	務所を経由して提出してください。			
2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁				
決を経た後でなければ提起することができません。審査				
請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌				
日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知	· ·			
事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴え	事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴え			
を提起することができます。ただし、次の(1)から(3)ま				
でのいずれかに該当する場合には、 <u>異議申立て</u> に対する 裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起すること	でのいずれかに該当する場合には、 <u>審査請求</u> に対する裁 決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することが			
る				
	できます。			
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略			
様式第51号	様式第51号			
略	略			
(裏)	(裏)			
1 · 2 略 3 処分に不服がある場合	1 · 2 略			
この処分に不服があるときは、この通知書を				
受け取った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、	を受け取った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内			
知事に対して審査請求をすることができます。	に、知事に対して審査請求をすることができ			
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく 当県税務所を経由して提出してください。	ます。 よす。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべ			
当系が初が行き。定面して、たとしい。	く当県税務所を経由して提出してください			
	(2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の審			
	査請求に対する裁決を経た後でなければ提起			
	することができません。審査請求の裁決を経 た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日か			

改正前	改正後			
様式第53号の4その2 略 注 この承認書は、免税取扱特別徴収義務者が地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定による軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けるための申請書に添付してください。	賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 様式第53号の4その2 路 注 1 この承認書は、免税取扱特別徴収義務者が地方税法第144			

改正前	改正後				
	った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの				
	<u>訴えを提起することができます。</u>				
様式第53号の 5	様式第53号の 5				
略	略				
注略	注略				
備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を	備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を				
受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対	受け取った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、知事に対				
して審査請求をすることができます。	して審査請求をすることができます。				
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事	なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事				
務所を経由して提出してください。	務所を経由して提出してください。				
2 この更正(決定)の取消しの訴えは、1の審査請求に	2 この更正(決定)の取消しの訴えは、1の審査請求に				
対する裁決を経た後でなければ提起することができませ	対する裁決を経た後でなければ提起することができませ				
ん。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受け	ん。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受け				
た日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は					
佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消	佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消				
しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)か	しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)か				
ら(3)までのいずれかに該当する場合には、 <u>異議申立て</u> に	ら(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対				
対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起す	する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起する				
ることができます。	ことができます。				
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略				

様式第54号その1中「ので、「自動車検査証」とともに保管してください」を削り、「60日」を「3月」に改める。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
様式第54号その 3	様式第54号その 3				
略	略				
1~3 略	1 ~ 3 略				

改正前	改正後		
4 課税処分に不服がある場合 (1) この処分に不服があるときは、この納税通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。 (2) 略	4 課税処分に不服がある場合 (1) この処分に不服があるときは、この納税通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。 (2) 略		

様式第67号中「アール」を「100アール」に、「60日」を「3月」に改める。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
樣式第69号	様式第69号				
略	略				
(裏)	(裏)				
1 • 2 略	1・2 略				
3 課税に不服がある場合	3 課税に不服がある場合				
(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)はなるべく当県税事務所を 経由して提出してください。 (2) 略 様式第69号の2	(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)はなるべく当県税事務所を経由して提出してください。 (2) 略 様式第69号の2				
略	略				
(裏) 1・2 略 3 処分に不服がある場合	(裏) 1 ・ 2 略 3 処分に不服がある場合				

改正前	改正後		
(1) この処分に不服があるときは、この通知書	(1) この処分に不服があるときは、この通知書		
を受け取った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内	を受け取った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内		
に、知事に対して審査請求をすることができ	に、知事に対して審査請求をすることができ		
ます。	ます。		
(2) 略	(2) 略		

様式第76号中「個人番号又は」及び「(右詰で記載)」を削り、「記名押印をしてください。」の次に「相続人が個人の場合、個人番号の記載は不要です。」を加える。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
様式第77号	様式第77号				
略	略				
 備考 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1)審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。 	 備考 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 				

改正前	改正後
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著し	
<u>い損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u> (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある	
<u>とき。</u>	

様式第78号から様式第80号まで、様式第82号、様式第83号、様式第85号及び様式第86号中「60日」を「3月」に改める。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
樣式第87号	様式第87号				
略	略				
	注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書				
	<u>面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に</u>				
	対して審査請求をすることができます。				
	なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務				
	<u>所を経由して提出してください。</u>				
	2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する				
	<u> 裁決を経た後でなければ提起することができません。審査</u>				
	請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日				
	から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事と				
	なります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起				
	することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいず				
	れかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ない				
	でこの処分の取消しの訴えを提起することができます。				
	(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がな				
	<u>いとき。</u> (2) 切りのせたりはてはのはたに、100世にスポール				
	(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい				
	損害を避けるため緊急の必要があるとき。				
	(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があると				

改正前	改正後			
	<u>き。</u>			

様式第88号から様式第94号までを削り、様式第87号の次に次の10様式を加える。

<u> </u>								
			徴収猶予 徴収猶予	期間延長	申請書			
県税事務	系所長 様						年月	∃ 日
	納税者又は特別徴収義務者 住所(所在地) 氏名(名称) 個人番号又は 法人番号(右詰 で記載)							
地方税法	法第15条第	項(の規定によ	り次のとお	さり 徴収3 徴収3	酋予 酋予期間延⊹	を申請	します。
	年度 期(月)	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分 費	備考
				円	円	円	円	
4th /→ / 4th								
納付(納 入)すべ き徴収金								
		計	_					
	年度 期(月)	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分 費	備考
上ち予猶延受と収記徴(予長けす金の収徴期)よる				円	円	円	円	
		計	1					

該当 条項	地方税法 第 項第	法第15条 第 号	該当事	事実の詳細	細					
一時に 事情の	- -納付(糾 D詳細	内)する	ることか	ができな	l I					
担保		kうとする 質及び所る D事情								
	徴収猶予 徴収猶予期間延長 を受けようとする徴収金の納税計画及び期間									
納付(年月日	(納入) 日	納付(約 額	納入)	納付(納入)	納付(納入)額	納付(納 年月日)(人)	納付(納入) 額	
•	•			•	•		•	•		
•	•			•	•		•	•		
•	•			•	•		•	•		
•	•			•	•		•	•		
	蝤予(徴収 €) 期間	猶予期		年 年		日から 日まで	合計			

- 注 1 徴収猶予に係る申請の場合は、次の書類を添付してください。
 - (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - 2 徴収猶予期間延長に係る申請の場合は、上記1の(2)から(4)までの書類を添付してください。

<u> 1 男8855で</u>	J) Z									
				収猶 収猶	予 予期間延	承認:長	通知書			
									年	月 日
	は特別領		者							
1	〔所在地〕 〔名称))			様					
LVH (、口がり				17K					
						県和	总事務所長	Ę		印
さきに、		当予期 間							ては、次	のとおり承
認しますの		光計画に	. 	で誠	美 に糾削 	(納八)				
	年度期(月)	税目	納其	阴限	税額	加算金	延滞金	滞納処 分費	計	備考
		_			円	円	円	円	F.	3
徴収猶予										
(徴収猶 予期間延						1		1		
長)を承										
認する徴						1		1		
収金及び 期間										
7431-3										
		計								
		期間			年	 月	日から	年		日まで
徴収猶予(延長)を必	•			<u> </u>						
		- - - -	<u></u> 供し	た担	保の					
該当 地方	5税法第1 項第 5	5余 積 ⊒	類、 類、 及び	数量	、価					
1	244 11△	<u></u>	· -		1					
		.эд э 猶予期	間延長	長 を	を承認する	る徴収金の	D納税計画	<u> </u>		
納付(納 <i>入</i> 年月日	() 納f	寸(納 <i>入</i>	()	納付 年月	(納入) 日	納付(額	納入)	納付(納) 年月日	入) 納 額	付(納入)
				<u>수</u> :	 }+				1	

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から 起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
 - なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

			徴収猶 徴収猶	予 予期間延-	否認追 長	通知書			
住所 ((は特別徴 所在地) 名称)	収義務	者	様				年	∃ 日
					県税	事務所長			印
ついては、		により		ことがで	予期間延長	₹)徴収金に 年 月
		納入)	してくだ	さい。					
否認の							ı		
	年度 期(月)	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処 分費	計	備考
				円	円	円	円	円	
世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 一 世 一 世 一 世									
(徴収猶) 予期間延									
長)をし									
ない徴収金									
<u> 177</u>									
		計							
					欄に掲げ に法律に		•		り日までの

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から 起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

徴収猶予があった場合の差押解除申請書												
県税事務	系所長 様								年	月	日	
るよう申請		□ 日1	寸けで徴り	住所 (氏名 (個人 i	(所在 ⁵ (名称) 番号(右 載)	也)) は 詰 _	数収義務者	うり	差押え		解除され	
	,00,	名称		数量		į				備	考	
差押解除 を受けよ												
うとする												
差押財産												
	年度 期(月)	——— 校日 幼玑		税額	加算金		延滞金	滞費	一 滞納処分 費		備考	
				円		円	円	円		3		
徴収猶予												
を受けた徴収金												
		計										

	徴収猶予承認取消通知書			
納税者又は特別徴収義務者 住所(所在地) 氏名(名称)	様	年	月	日
	県税事務所長			ED

日付けで徴収猶予をしたあなたの県税については、下記の理由によ り当該徴収猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の3第3項の規程により通知しま す。下記の金額については、直ちに納付(納入)してください。

> 0 1 AC	78 Theometric Cox Edication (MIXT) of the Cox												
	年度期(月)	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処 分費	計	備考				
	W1(11)						,,,,						
				円	円	円	円	円					
滞納金													
		計											
									り日までの				
	もので	ごすのて	、完納の	日まで更	に法律に	よる金額を	が加算され	<u> ほす。</u>					
取消理由			·	·		·	·						

- | 拟消埋出
- この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から 起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してくださ
 - 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起 することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日 から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提 起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要 があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

			換価の猶 換価の猶	予 予期間延⊦	通知 長	臣			
/h ᡏ성 ᆂ ♡	1十十二 口门 少坊	ᆒᄁᆂᅑ	· ±×					年	月 日
	は特別徴 所在地)	以我们	11日						
氏名(-			様					
·	,								
					県税	事務所長			ED
			は、次の	287 j	換価の猶予 換価の猶予	予期間延·	長		納税計画
に基づき確		(納入	<u>、</u>) し、新	たに県税を	を滞納した	ないよう	にしてくた	ごさい。	
	年度期(月)	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処 分費	計	備考
				円	円	円	円	円	
滞納金									<u> </u>
		<u></u> 計							
								<u> </u>)猶予	
			及び滞納				、 換価 <i>0</i>)猶予期間	
 換価の猶予		200-60)ですので	年		に法律に から	よる立部	小川昇〇	んより。
換価の猶予		期間	間	年		から まで			
猶予の理由			 法第15条	-		号該当)			
		10 /11	面の猶予	-	する徴収≾	全の幼科	計画		
					2 0 127177	下 ヘン 火し よんり	31124		
			の猶予期	間延長					
納付(納入 年月日	.) 納付額		「の猶予期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	间延長 (納入)	納付(新額			入) 納 額	付(納入)
		換個	面が ・ 対 が が かけ	间延長 (納入)				額	付(納入)
年月日		換個	面が ・ 対 が が かけ	间延長 (納入) 日			年月日	額	付(納入)
年月日		換個	面が ・ 対 が が かけ	間逆長 (納入) 日 ・・・			年月日	額	付(納入)

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から 起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してくださ
 - 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起 することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日 から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれ かに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提 起することができます。

 - (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要 があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

式第92号								
			桑価の猶予 桑価の猶予	期間延長	申請書			
県税事務	8所長 様	ŧ					年	日日
				住所 (氏名 (個人都	音又は特別役 (所在地) (名称) 番号又は「 番号(右詰しま)	数収義務者		
地方税法申請します) 6 第 1 ፤	頁及び第 3		* ′	A 11	ー・・・ 面の猶予 面の猶予期間	を
	年度期(月)	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分 費	備考
				円	円	円	円	
納付(納								
入)すべき徴収金								
		計						
	年度期(月)	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分 費	備考
上記のう				円	円	円	円	
ち換価の 猶予(換 価の猶予								
期 間 延 長)を受								
けようと する徴収 金								
316								
		計						

	こ納付(約 売又は生活 田等	-									
提供しようとする担保の種類、数 担保 量、価額及び所在又は提供できない特別の事情											
	換価の猶予 換価の猶予期間延長 を受けようとする徴収金の納税計画及び期間										
納付(年月日	(納入) 日	納付 (額	納入)	納付(年月日	納入)	納付(納入) 額	納付(納 年月日)人)	納付(納入) 額		
•	•			•	•		•	•			
•	•			•	•		•	•			
•	•			•	•		•	•			
•	•			•	•		•	•			
)猶予(換 引延長) 其			年 年	月月	日から 日まで	合計				

- 注 1 地方税法第15条の6第1項の規定に基づく換価の猶予は、当該猶予を受けようとする 徴収金の納期限から6月以内に申請をすることができます。
 - 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (2) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

2001000 5 C	換価の猶予 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・											
			換価の	猶予期間延	長 31807							
	(は特別徴 所在地)		者					年	目 日			
氏名(名称)			様								
					県税	事務所長			印			
さきに、)猶予期	間延長					っては、次	対のとおり			
承認します		別稅計画	 に基フ	き誠実に納っ	何(納 <u>人</u> 「)			<u> </u>			
	年度 期(月)	税目	納期阻	税額	加算金	延滞金	滞納処 分費	計	備考			
		_		円	円	円	円	円				
換価の猶 予(換価												
の猶予期 間延長)	の猶予期											
を承認する徴収金		-										
及び期間		-										
		<u> </u> 計										
	1	 期間		 年	<u> </u> 月	<u> </u> 日から	<u> </u> 年	 	<u> </u> 日まで			
 換価の猶予						Пиго		. 73	ПФС			
期間延長)												
提供した担 量、価額及												
			「の猶予 「の猶予	期間延長	を承認する	る徴収金の	の納税計画	<u> </u>				
納付(納 <i>入</i> 年月日	、) 納穴 額	†(納 <i>入</i>			納付(新額		納付(納え年月日	入) 納f	寸(納入)			
				• •								
1	· <u></u>	· <u> </u>	_	≙ 計	·	·		·				

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から 起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
 - なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

			換価の猶 換価の猶		否認道 長	通知書			
住所((は特別徴 所在地) 名称)	収義務	者	様				年月	日日
					県税	事務所長			ED
ついては、	次の理由	により	竹けで 承認する	ことができ	予期間延-	艮)徴収金に 年 月
古まで		糾八)	してくだ	Z(1°					
П 20.00	年度期(月)	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処 分費	計	備考
				円	円	円	円	円	
換価の猶									
予(換価 の猶予期 間延長)									
をしない									
		計							
	ものて	ぎすのて	、完納の	日まで更	に法律に	よる金額を	が加算され	ıます。 	り日までの
注 1(か津面に	トス加く	シについて	「不眠があ	スレキけ	この書	而た巫け	取った口(732日から

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から 起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してくださ い。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

			ŧ	負価の猶予	予取消通知	書			
	(は特別徴 所在地)	収義務	者					年月	月 日
氏名(名称)			様					
					県税	事務所長			ED
下記の滞 したが、下 第 2 項又は します。		により	当該換価	の猶予を	取り消し	ましたの	で、地方和	说法第15条	-
なお、下 でに納めら	記滞納金れないと						納めてく1	ごさい。 1	もし同日ま
	年度期(月)	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処 分費	計	備考
				円	円	円	円	円	
滞納金									
		計			155				
			欄及び滞納 で、完納の						か日までの
取消理由									
			分について 知事に対						の翌日から

- - なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してくださ l I°
 - この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起 することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日 から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれ かに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提 起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要 があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第95号その 1	様式第95号その 1
略	略
備考 1 この書面による処分について不服があるときは、この	
書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知	
事に対して審査請求をすることができます。_	
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事	
<u>務所を経由して提出してください。</u>	
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対す	
る裁決を経た後でなければ提起することができません。	
審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日	
の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀	
<u>県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの</u>	
訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)	
までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する 裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起すること	
ができます。	
<u> </u>	
ないとき。	
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著し	
い損害を避けるため緊急の必要があるとき。	
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある	
<u>とき。</u>	

様式第95号その2から様式第99号その2までの規定中「60日」を「3月」に改める。

様式第104号から様式106号までの規定中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」を削る。

様式第111号その1を削り、様式第111号その2を様式第111号とする。

(県税事務所管理規則の一部改正)

第4条 県税事務所管理規則(昭和40年佐賀県規則第48号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(分掌事務)	(分掌事務)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。	3 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(5) 略	(1)~(5) 略
(6) 自動車税納税証明書の自動発行機の管理に関すること。	

(佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第5条 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年佐賀県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正前	改正後
様式第2号	様式第2号
略	略
略	略
年月日付けで申請のあった課税免除施設の	年月日付けで申請のあった課税免除施設の

承認について下記のとおり決定したので、通知します。

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の 翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をするこ とができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を 経由して提出してください。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後 でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た 後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以 内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告として この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、 次の1から3までのいずれかに該当する場合には、審査請求に 対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起すること ができます。

1 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないと

承認について下記のとおり決定したので、通知します。

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の 翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をするこ とができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を 経由して提出してください。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知 事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起 することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該 審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ ます。

改正前

<u>き。</u>

- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害 を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

略

略

注略

様式第4号

略

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の 翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求すること ができます。

なお、<u>この</u>審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務 所を経由して提出してください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決 を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁 決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告 としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。た だし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審 査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起 することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないと き。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害 を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第8号

略

注 別添の産業廃棄物税特別徴収義務者証を当該施設の公衆に見

改正後

略

略

注略

様式第4号

略

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の 翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求すること ができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を 経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、<u>この処分があったことを知った</u>日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、<u>審査請求をした</u>場合には、<u>当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、</u>処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号

略

注 1 別添の産業廃棄物税特別徴収義務者証を当該施設の公衆

改正前	改正後
やすい箇所に掲示してください。	に見やすい箇所に掲示してください。 2 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消し
	の訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの

様式第18号

略

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

2 略

様式第19号

略

備考 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事 務所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知

様式第18号

略

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

訴えを提起することができます。

2 略

様式第19号

略

備考 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査 請求をすることができます。

> なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事 務所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知

改正前	改正後
事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを 提起することができます。ただし、次の(1)から(3)まで のいずれかに該当する場合には、 <u>異議申立て</u> に対する裁 決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することが できます。 (1)~(3) 略	事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを 提起することができます。ただし、次の(1)から(3)まで のいずれかに該当する場合には、 <u>審査請求</u> に対する裁決 を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することがで きます。 (1)~(3) 略
様式第20号	樣式第20号
略	略
備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を 受け取った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、知事に対 して審査請求をすることができます。	備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を 受け取った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、知事に対 して審査請求をすることができます。
2 略	2 略

(佐賀県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第6条 佐賀県核燃料税条例施行規則(平成26年佐賀県規則第54号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第3号その1(第2条関係)	様式第3号その1(第2条関係)
略	略
1 略 2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。	1 略 2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
3 略	3 略
様式第3号その2(第2条関係)	様式第3号その2(第2条関係)
1 略	略 1 略

改正前	改正後
2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。	2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。	なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
3 略	3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条中第76号様式の改正規定については、平成29年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分についての不服申立てに ついては、この規則による改正後の狩猟税証紙徴収規則、事業税減免規則、佐賀県税条例施行規則、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則及び 佐賀県核燃料税条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の狩猟税証紙徴収規則、事業税減免規則、佐賀県税条例施行規則、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則及び佐賀県核 燃料税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。